

国保からのお知らせ

健康は誰もが持つ願いです。しかし、ある日突然わたしたちを襲う病気やケガ。そんな時、皆さんの力になり支えてくれるのが、国民健康保険制度です。今年号では、国民健康保険制度の仕組みと医療費、今年の税率などについてお知らせします。

町の国保税はこのように決まりました

二十年度の医療費は、一人当たり費用額の伸び率が前年比108.5%、金額で一万七千六百円増えました(表1参照)。特に、費用がかかる入院の伸び率が高く、この一人当たり医療費の伸び率は県内五十九市町村のうち第六位となっています。

今年の町の国保税は、被保険者の高齢化や医療の高度化の影響などによる医療費の増加が予想されることから、医療保険分、後期高齢者支援分について税率などを引き上げるをえませんでした。そのため昨年度に引き続き基金を取り崩し、引き上げ幅を最小限にとどめました。

これらの率と額は、六月定例議会の議決を受けて決定しました。

町の国保税の決まり方

その年に予測される医療費から、わたしたちが病院などで支払う一部負担金や国などからの補助金を差し引いた分が保険税となります。

次の項目に割り振り、それらを組み合わせて保険税が決まります

所得割	世帯の所得に応じて計算	➔	世帯あたりの年間保険税額
資産割	世帯の資産に応じて計算		
均等割	世帯の加入者数に応じて計算		
平等割	1世帯にいくらと計算		

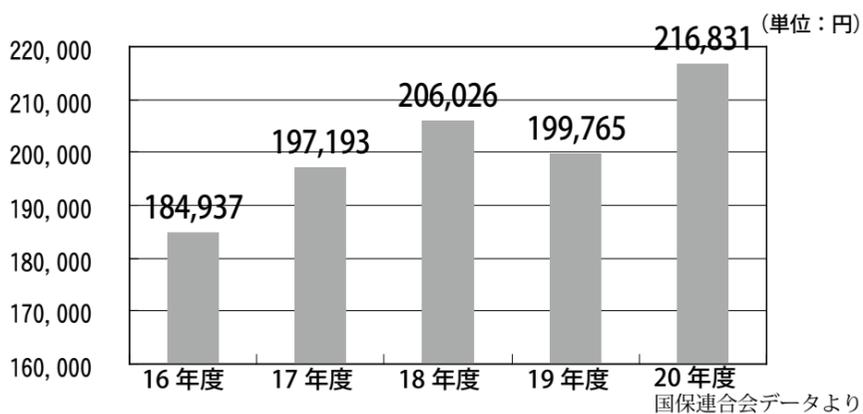
さらに年齢に応じて次のようになります。

40歳未満の人	医療保険分	+	後期高齢者支援分	
40歳以上65歳未満の人	医療保険分	+	後期高齢者支援分	+
65歳以上75歳未満の人	医療保険分	+	後期高齢者支援分	+
				介護保険料

※65歳以上の人の介護保険料は、原則として年金から天引き

表1

猪苗代町国保一人当たり医療費の推移(一般+退職)



21年度国保税の税率が決定しました 税率の比較

	21年度				20年度			
	所得割 %	資産割 %	均等割額 円	平等割額 円	所得割 %	資産割 %	均等割額 円	平等割額 円
医療保険分	5.84	23.60	24,000	21,000	5.36	19.54	21,000	16,900
後期高齢者支援分	2.82	10.88	10,000	8,800	2.66	9.34	9,100	7,300
介護保険分	1.57	6.91	9,100	5,200	1.88	7.53	9,700	5,600

限りある医療費を大切に

国保で病院に掛かった時、皆さんの医療費の負担は三割(十五歳以下の乳幼児及び児童は0割、七十歳以上の方は一割または三割)で済みますが、残りの医療費は国保から医療機関に支払われます。そのため、医療費が増加すれば国保の財政が苦しくなり、国保税の増額という形で私たち

自身に降りかかってくる。医療費の増加を防ぐためにも、自分にあった健康づくりを進めるとともに、検診などで定期的に健康チェックをするなど、病気の早期発見・早期治療に努めましょう。

未納が続くと、期間の短い保険証や医療機関では全額を負担しなければならぬ資格証明書(国保税を完納すれば還付を受けます)などが交付されます。経済的な事情などにより納付が難しいときは、そのままにせず早めにご相談ください。

八月更新の受給者証などのお知らせ

○高齢受給者証
七十歳から七十四歳までの人に交付されている高齢受給者証は、前年の所得から負担割合(一割または三割)を判定し、毎年八月一日に更新となります。対象者には、八月一日以降使用する高齢受給者証を、世帯主あてに七月下旬に郵送します。八月になったら、新しい受給者証を使用してください。

七十歳以上(高齢受給者)の人(表3)
非課税世帯(世帯の国保加入者(擬制世帯主含む)全員のみを対象に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の適用があります。この認定証を病院へ提示することで入院時の一部負担金が限度額までとなり、食事代も減額になります。入院の予定・心配がある人は役場で申請・交付を受け

○七十歳以上でこの制度に該当しない課税世帯の人も、保険証と高齢受給者証の提示で入院時の窓口負担は世帯の限度額までとなります。
「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、申請した月の初日から適用になるので、入院前の申請をお勧めします。
①保険証②印鑑の二つです。

▼問い合わせ先
町民生活課 国保年金業務
☎(62) 2114

国保からのお知らせ

表2 70歳未満の人 1カ月の自己負担限度額

上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% 【83,400円】
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 【44,400円】
住民税非課税	35,400円 【24,600円】

※【】内は過去12カ月に一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

表3 70歳以上(高齢受給者) 1カ月の自己負担限度額

	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 【44,400円】
一般	12,000円	44,400円
低所得者(住民税非課税)	8,000円	24,600円
		15,000円

○「限度額適用認定証」
「限度額適用・標準負担額減額認定証」
現在交付されている標記認定証の有効期限は二十一年七月三十一日です。八月以降も引き続き認定証が必要な人は、新たに申請が必要です(前

年の所得に応じて負担区分を再判定します)。
七十歳未満の人(表2)
入院したときの一部負担金が世帯の限度額(表2参照)までとなる標記認定証は、七月三十一日が有効期限となります。現在交付を受けている人も八月に再度申請が必要で

